

平成13年  
1月1日  
から

# 老人保健と国民健康保険の一部が 改正されました

日本は世界一の長寿国、その高齢化のスピードも世界一と言われています。高齢者の医療費を中心に国民医療費も毎年1兆円程度の勢いで増えています。こうした中、今後とも、国民皆保険を維持し、良質な医療を守るためには、医療保険制度の安定的運営が大きな課題となっています。

今、政府は、国を挙げての健康づくり運動「健康日本21」の実施や医療保険制度の健全化を目指した「医療保険制度の抜本改革」に取り組んでいます。その抜本改革の第一歩として、医療保険制度の改正が行われました。

今回の改正では、所得のある方には応分の負担をお願いするとともに、給付を受けた方と受けていない方との公平やコスト意識の喚起を図る観点から、高額な医療費がかかったときの自己負担の限度額を見直すと同時に、これまで他の医療保険制度にありながら国民健康保険制度にはなかった「海外療養費制度の新設」

## 老人保健のここが変わります

改正項目	改正前	改正後
外来のとき	一部負担金 1日530円 (月4回まで)	医療費の1割 ただし、同一の医療機関での負担額が1か月に ① 医療機関で院外処方せんを交付されなかった方は、 医療機関で3,000円 (大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診された方は5,000円) ② 医療機関で院外処方せんを交付された方は、 医療機関で1,500円、薬局で1,500円 (大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診された方は2,500円) に達したときは、その後は自己負担はありません。 ★ 定額制の診療所(注)での負担額は1日につき800円となり、1か月に5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院は自己負担はありません。 (注)一部負担金を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た診療所
入院のとき	一部負担金 1日1,200円 ①市町村民税非課税の世帯に属する方等 …1か月35,400円まで ②①で高齢福祉年金を受給している方 …1日500円	医療費の1割 ただし、同一の医療機関での負担額が1か月に37,200円に達したときは、その後は自己負担はありません。 また、次の①及び②の場合には、負担額が1か月それぞれ以下の額に達したときは、その後は自己負担はありません。 ① 市町村民税非課税の世帯に属する方等 …24,600円 ② 市町村民税非課税の世帯に属する方等、 高齢福祉年金を受給している方 …15,000円 ☆ 特定疾病の認定を受けている方の医療機関の窓口でのご負担は、これまでと変わりません。
訪問看護を受けたとき	食事負担 1日760円 *市町村民税非課税の世帯に属する方等 …650円	1日780円 ※①市町村民税非課税の世帯に属する方等、②市町村民税非課税の世帯に属する方等で高齢福祉年金を受給している方の負担額は、従来どおり、1日につき、①の方は650円(91日目以降500円)、②の方は300円です。
医療費の支給制度(新規に創設)	基本利用料 1日250円	老人保健の訪問看護に要する費用の1割 ただし、同一の訪問看護ステーションでの基本利用料が1か月に3,000円に達したときは、その後は基本利用料の負担はありません。 ★ 定額制の訪問看護ステーション(注)の場合の基本利用料は1日につき600円となり、1か月に6日以上訪問看護を受けた場合は、その月の6日目以降の訪問看護については基本利用料の負担はありません。 (注)訪問看護に要する費用を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た訪問看護ステーション
		1か月に30,000円以上の一部負担金を支払った老人が、同一世帯に複数いるときなどは、合算して37,200円を超える額が払い戻されます。 *市町村民税非課税世帯に属する方等の場合は、21,000円以上の一部負担金を合算して24,600円を超える額が払い戻されます。

なお、高齢者の薬剤一部負担は廃止されました。

老人保健と国民健康保険の問い合わせは町民生活課まで。



平成13年1月1日からの老人保健法の改正に伴い、県単医療費助成事業が、次のとおり一部変更になります。

**一部負担金に変更がない方**

1 (県障) 重度心身障害者医療費受給者  
2 (県親) ひとり親家庭等医療費受給者

**一部負担金に変更がある方**

1 (県老) 老人医療費受給者は改正後の老人保健法と同じになります。  
2 (県障・県親) 各医療費受給者のうち、老人保健法受給者の方は、次の手続きが必要になります。

○老人保健法受給者

県障(65才以上)  
県親(70才以上)  
国民健康保険加入者  
加入保険証、各受給者証を医療機関に提出して下さい。

○老人保健法受給者

県障(65才以上)  
県親(70才以上)  
国民健康保険加入者  
加入保険証、各受給者証を医療機関に提出して下さい。

## 県単医療費助成事業の変更について

なども加えられています。今後は、年々増え続ける薬剤費や医療費の算定方式の改革、医療費増加の最大要因となっている老人医療費を、国民全体で公平に負担し、高齢者によりふさわしい医療が効率的に提供されるための高齢者医療制度の見直しが行われることになっていきます。

▼問い合わせ 町民生活課  
385-2111

## 国民健康保険のここが変わります

改正項目	改正前	改正後
高額療養費	自己負担限度額 1か月 63,600円 *市町村民税非課税の世帯に属する方等 …35,400円	○一般の方 …63,600円+(医療費-318,000円)×0.01 ○上位所得者(基礎控除後の所得が670万円超)の方 …121,800円+(医療費-609,000円)×0.01 ○市町村民税非課税の世帯に属する方等 …35,400円(従来どおり) 〈1年間に4回以上対象となる場合、4回目から〉 ○一般の方 …37,200円(従来どおり) ○上位所得者の方 …70,800円 ○市町村民税非課税の世帯に属する方等 …24,600円(従来どおり) ☆特定疾病に認定されている方の自己負担限度額は、従来どおり
入院時の食費	自己負担 1日760円 *市町村民税非課税の世帯に属する方等 …650円	1日780円 市町村民税非課税の世帯に属する方等の負担額は、従来どおり、1日につき、650円(91日目以降500円)です。
海外での受診	なし	他の医療保険制度と同じに、海外で診療を受けた場合には診療内容明細書等を国民健康保険の窓口へ提出すれば、国民健康保険の給付の範囲で支給を受けることができます。診療内容明細書、領収明細書は役場にありませぬ。
住所地の特例	特別養護老人ホーム等の施設に入所した方は、入所前の市(区)町村の国民健康保険の被保険者	長期入院一般についても入院前の住所地の市(区)町村の国民健康保険の被保険者となります。

社会保険等加入者  
加入保険証、受給者証及び県単医療費助成金請求内訳書を医療機関に提出して下さい。

※県単医療費助成金請求内訳書の用紙は、健康推進課にあります。

▼問い合わせ 健康推進課



県単医療費助成事業の問い合わせは健康推進課まで。